

○通信委員会

・内閣提出法律案（八件）

| 番号  | 件名                                                 | 院議先 | 提出日        | 参議院               |                          | 衆議院            |                          | 備考 |
|-----|----------------------------------------------------|-----|------------|-------------------|--------------------------|----------------|--------------------------|----|
| 27※ | 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案                              | 衆   | 四、<br>二、一五 | 四、<br>二、一五<br>(予) | 四、<br>四、一六<br>四、<br>四、一七 | 四、<br>二、一五     | 四、<br>三、五<br>四、<br>三、六   |    |
| 28※ | 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案 | 〃   | 二、<br>一五   | 二、<br>一五<br>(予)   | 四、<br>四、一六<br>四、<br>四、一七 | 二、<br>一五       | 三、<br>五<br>三、<br>六       |    |
| 52  | 郵便貯金法の一部を改正する法律案                                   | 〃   | 三、<br>六    | 三、<br>六<br>(予)    | 五、<br>五、一四<br>五、<br>五、一八 | 三、<br>六        | 四、<br>四、一五<br>四、<br>四、一六 |    |
| 53  | 簡易生命保険法の一部を改正する法律案                                 | 〃   | 三、<br>六    | 三、<br>六<br>(予)    | 五、<br>五、一四<br>五、<br>五、一八 | 三、<br>六        | 四、<br>四、一五<br>四、<br>四、一六 |    |
| 56  | 郵便法の一部を改正する法律案                                     | 参   | 三、<br>七    | 三、<br>七<br>(予)    | 三、<br>三、二七<br>三、<br>三、二七 | 三、<br>七<br>(予) | 五、<br>五、一二<br>五、<br>五、一四 |    |
| 57  | お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案                         | 〃   | 三、<br>七    | 三、<br>七<br>(予)    | 三、<br>三、二七<br>三、<br>三、二七 | 三、<br>七<br>(予) | 五、<br>五、一二<br>五、<br>五、一四 |    |

(注) ※は予算関係法律案

| 番号  | 件名                      | 先議院 | 提出日  | 参議院         | 衆議院        | 衆議院        | 衆議院        | 備考         |            |                  |
|-----|-------------------------|-----|------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------------|
| 82  | 日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案 | 衆   | 三、二七 | 三、二七<br>(予) | 可決<br>五、一九 | 可決<br>五、二〇 | 三、二七       | 可決<br>五、一三 | 可決<br>五、一四 |                  |
| 64※ | 電波法の一部を改正する法律案          | 衆   | 三、一三 | 四、<br>五、二五  | 可決<br>五、二八 | 可決<br>五、二九 | 四、<br>四、一四 | 可決<br>五、二二 | 可決<br>五、二二 | 衆本会議趣旨説明<br>五、二五 |

・国会の承認を求めるの件(一件)

| 番号 | 件名                          | 先議院 | 提出日        | 参議院               | 衆議院        | 衆議院        | 衆議院        | 備考         |            |  |
|----|-----------------------------|-----|------------|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|--|
| 1  | 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 | 衆   | 四、<br>二、二八 | 四、<br>二、二八<br>(予) | 承認<br>三、二七 | 承認<br>三、二七 | 四、<br>二、二八 | 承認<br>三、二六 | 承認<br>三、二六 |  |

・NHK決算(二件)

| 件名                                       | 提出日                 | 参議院        | 衆議院        | 衆議院        | 衆議院                     | 備考                      |                          |
|------------------------------------------|---------------------|------------|------------|------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 | 三、一、二二<br>(第百二十回国会) | 四、<br>一、二四 | 四、<br>六、一八 | 四、<br>六、一九 | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 | 第百二十回国会<br>第百二十回国会<br>未了 |
| 日本放送協会平成二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 | 四、一、二四              | 一、二四       | 六、一八       | 六、一九       | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 |                          |

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

要旨

本法律案は、電気通信分野における最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送技術の向上を図るため、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称し、従来からの業務に加え、高度通信・放送研究開発の実施、研究開発を行うための基盤的な施設の整備に必要な資金の出資等の業務を総合的に行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法律の題名を「通信・放送機構法」に改め、通信・放送衛星機構の名称を通信・放送機構に改めること。
- 二、通信・放送機構の業務として、従来の業務に加え、通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与する先導的な研究開発を実施させ、基礎研究からの応用への橋渡しを図るとともに、通信・放送技術に関する研究開発のための基盤的な施設の整備の推進、海外からの研究者の招へいによる国際研究交流の促進等の業務を行わせること。
- 三、その他所要の規定の整備を図ること。
- 四、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案は、電気通信分野における最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称し、従来からの業務に加え、高度通信・放送研究開発の実施、研究開発を行うための基盤的な施設の整備に必要な資金の出資等の業務を総合的に行わせる等の措置を行おうとするものであります。

次に、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案は、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資するための措置として、その基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、これに必要な業務を通信・放送機構の業務に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、電気通信分野の研究開発における機構のあり方、有線テレビジョン放送普及における課題、高度情報社会に向けた郵政行政の展開等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

て吉岡委員より、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、まず、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきましては多数をもって、次いで、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案につきましては全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案（閣法第二八号）

#### 要旨

本法律案は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資するための措置として、有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送機構の業務に有線テレビジョン

放送番組充実事業の実施を推進するために必要な業務を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵政大臣は、有線テレビジョン放送の発達及び普及の促進に関する基本的な方向、有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する者の要件に関する事項、同事業の内容及び実施地域等に関する基本指針を定めること。

二、有線テレビジョン放送番組充実事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができること。

三、通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の出資の業務を追加すること。

四、その他所要の規定の整備を行うこと。

五、本法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

六、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

前ページ参照

## 郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

### 要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するため、市場金利を勘案して郵政大臣が利率を定める郵便貯金の範囲を拡大する等所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、市場金利連動型の郵便貯金の範囲の拡大

政令で定める通常郵便貯金並びに積立郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金は、政令で定めるところにより、市場金利を勘案し郵政大臣が定める利率によって、利子を付けること。

#### 二、郵便貯金通帳の冊数制限の緩和

通常郵便貯金の通帳の冊数の制限を緩和すること。

#### 三、郵便貯金払戻しに対する手数料の徴収

通常郵便貯金のうち政令で定めるものの預金者は、各月において一定の回数を超えて払戻しを行う場合には、手数料を納付しななければならないこと。

#### 四、預金者貸付の貸付限度額の政令委任と引上げ

郵便貯金を担保とする貸付金の総額は、審議会に諮問した上、政令で定めること。

## 五、施行期日

本法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するため、市場金利を勘案して郵政大臣が利率を定める郵便貯金の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものであります。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、特約の種類を多様化するとともに、定期保険の保険期間の更新制度を設ける等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、金融自由化に対応する郵便貯金の在り方、新型貯蓄貯金の商品性、定期保険の普及策、簡易保険の加入者福祉施設の拡充等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、郵便貯金法の一部を

を改正する法律案につきまして、日本共産党を代表して吉岡委員より、反対する旨の意見が述べられました。

討論を終り、順次採決の結果、まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきましては多数をもって、次いで、簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきましては全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第五三三号）

#### 要旨

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、特約の種類を多様化するとともに、定期保険の保険期間の更新制度を設ける等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、特約の制度の改善

一 加入者の多様な保険需要に応じて、組合せによる加入ができるように特約の種類を多様化すること。

二 特約の利用枠は、被保険者一人につき、不慮の事故等による死亡、身体障害についての特約について千万円、疾病又は不慮の事故等による入院等についての特約について千万円とする。

三 被保険者の生存中に特約の保険期間等が満了したことにより保険金を支払うことができるようにすること。

四 特約についても主契約と同様、加入申込み時に被保険者の健康状態について告知を受けるようにすること。

#### 二、定期保険の制度の改善

定期保険の保険契約及びこれに付する特約においては、保険期間を更新することができるようにするとともに、この場合には被保険者に対する面接及び告知は要しないものとする。

#### 三、施行期日

本法律は、特約の制度の改善については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、また、定期保険の制度の改善については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行すること。

委員長報告

前ページ参照

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、社会福祉のための寄附金を内容とする郵便物の料金を免除することができることとするるとともに、第三種郵便物の制度の円滑な運営を図るため、郵政大臣が定期に監査を行うこととし、及び指定調査機関に調査業務を行わせることとする等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、社会福祉の増進を目的とする事業に対する寄附金を内容とする郵便物の料金免除

郵政大臣は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体にあてた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができること。

二、第三種郵便物の制度の円滑な運営のための措置

一、第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物の発行人は、認可を受けた日以後に発行する定期刊行物を郵政大臣に提出しなければならぬこと。

二、郵政大臣は、定期に、第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物が、認可の条件を具備しているかどうかの監査を行うものとする。

のとする。

三、郵政大臣は、特に必要があると認めるときは、第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物が、認可の条件を具備しているかどうかの監査を行うことができること。

四、郵政大臣は、監査に必要な報告又は資料の提出を求めることができること。

五、郵政大臣は、定期刊行物の発行人から、正当な理由がなく、認可を受けた日以後に発行する定期刊行物の提出がなかったとき、又は監査に必要な報告又は資料の提出がなかったときは、その認可を取り消すことができること。

六、郵政大臣は、その指定する者（指定調査機関）に、第三種郵便物の認可の申請又は監査に係る定期刊行物が認可の条件を具備するかどうかの判断に必要な調査を行わせることができること。

三、施行期日

本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。なお、社会福祉の増進を目的とする事業に対する寄附金を内容とする郵便物の料金免除については、公布の日から施行すること。

## 委員長報告

ただいま議題となりました三案件につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

まず、郵便法の一部を改正する法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、社会福祉のための寄付金を内容とする郵便物の料金を免除することができるようにするとともに、第三郵便物の制度の円滑な運営を図るため、郵政大臣が定期に監査を行うほか、指定調査機関に調査業務を委託する等所要の改正を講じようとするものであります。

次に、お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会情勢の推移にかんがみ、寄付金を受けることができると配分団体に地球環境の保全事業を行う団体を加えようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、第三種郵便物に対する監査の充実強化、指定調査機関の必要性とその規模、再生紙を利用した寄付金付葉書の発行計画、時代に対応した寄付金配分団体の見直し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める

の件は、日本放送協会の平成四年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、一般勘定事業収支におきましては、事業収入五千四百三億七千万円、事業支出五千百三十一億八千万円となっており、この事業収支差に百三億二千万円を資本支出に充当し、残余の六十八億七千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしております。事業計画につきましては、その重点を衛星放送の充実、補完衛星の製作・打上げへの着手、国際放送の番組充実と受信改善、ハイビジョン試験放送への参画、効率的な受信契約・収納活動、業務運営の改革による経費の節減などに置いております。

なお、本件にはおおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、多メディア・多チャンネル時代における公共放送の役割、経営委員会の在り方、放送衛星ゆり三号後継機の調達・利用の在り方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定致しました。

なお、本件に対し、附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第五七号)

要旨

本法律案は、最近における社会情勢の推移にかんがみ、寄附金の配分を受けることができる団体に地球環境の保全を図るために行う事業を行う団体を加えようとするものである。

委員長報告

前ページ参照

電波法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

要旨

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保に関し郵政大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(電波利用共益費用)の財源に充てるために免許人から電波利用料を徴収することとするとともに、電波有効利用促進センターの業務に電波の有

効かつ適正な利用の促進を図るための情報の収集及び提供の業務を追加する等所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波有効利用促進センターの業務の追加電波有効利用促進センターの業務として、無線局の周波数の指定の変更に關する事項、電波の能率的な利用に著しく資する設備に關する事項その他の電波の有効かつ適正な利用に寄与する事項について情報の収集及び提供を行うこと等を追加すること。

二、電波利用料制度の創設

1 免許人は、電波利用共益費用の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭(電波利用料)として、この法律の定める金額を国に納めなければならないこととする。

2 地方公共団体が開設する消防事務の用に供する無線局等について、電波利用料を減免すること。

3 政府は、原則として、毎会計年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、電波利用共益費用の財源に充てるものとする。

4 政府は、必要があると認められるときは、前年度以前の各年度の電波利用料の収入額の決算額に相当する金額を合算した額から前年度以前の各年度の電波利用共益費用の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、

予算で定めるところにより、当該年度の電波利用共益費用の財源に充てるものとする。

三、その他、所要の規定の整備をすること。

四、施行期日

この法律は、平成五年四月一日から施行すること。ただし電波有効利用促進センターに関する規定は、公布の日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保に関し、郵政大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるため、免許人から電波利用料を徴収しようとするものであります。また、電波有効利用促進センターの業務に、電波の有効かつ適正な利用の促進を図るための情報の収集及び提供の業務を追加する等、所要の改正を行うこととしております。

委員会におきましては、従来無料であった電波利用を新たに有料化する理由、国への適用除外等の在り方、関係者への周知徹底

の方策、不法無線局への対応策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員より、反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案（閣法第  
八二号）

#### 要旨

本法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、外国人等が日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社の株式をその議決権の五分の一未満の割合の範囲内において所有できるようにするとともに、これに伴い両会社その他第一種電気通信事業者の株券等の保管振替制度の利用に関し所要の規定を整備するほか、日本電信電話株式会社の資金調達円滑化に資するため、当分の間の措置として政府が保有しなければならぬ当該会社の株式の数の算定方法の特例を定めようとするものであ

り、その主な内容は次のとおりである。

### 一、外資の規制

#### 1 外国人等による株式所有

ア 日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）及び国際電信電話株式会社（以下「KDD」という。）の株式は日本国民等に限り所有することができるという規定を削除すること。

イ NTT及びKDDについては、日本の国籍を有しない人、外国政府又はその代表者及び外国の法人又は団体（以下「外国人等」という。）により占められる議決権の割合（以下「外国人等議決権割合」という。）を五分の一未満とし、これを超えるときは外国人等を株主名簿及び実質株主名簿に記載してはならないこととする。

ウ NTT及びKDDは、外国人等議決権割合を一定時期に公告しなければならないこととする。

#### 2 取締役及び監査役の欠格事由

日本の国籍を有しない人は、NTT及びKDDの取締役又は監査役になることができないこととする。

#### 3 その他

第一種電気通信事業者について実質株主名簿への記載に関する規定を整備するほか、罰則その他所要の規定の整備をす

ること。

### 二、発行済株式の総数の算定方法の特例

当分の間、新株の発行等によるNTT株式の各増加数は、政府が常時保有していなければならない発行済株式の総数の三分の一を計算するときの発行済株式の総数に算入しないものとする。

### 三、施行期日

本法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、外国人等が日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社の株式をその議決権の五分の一未満の範囲内において所有できるようにするとともに、これに伴い両会社その他第一種電気通信事業者の株券等の保管振替制度の利用に関し所要の規定を整備するほか、日本電信電話株式会社の資金調達の円滑化に資するため、当分の間、政府が保有しなければならない株式数の算定方法

の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、電気通信自由化の進展状況と今後の課題、外資規制の在り方、N T Tの経営状況と株主対策等についての質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員より、反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
(閣承認第一号)

委員長報告

一五五ページ参照

日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

ただいま議題となりました平成元年度及び平成二年度の日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両件は、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

まず、平成元年度決算の概要を申し上げます。一般勘定につきましては、平成元年度末における財務状況は、資産総額三千七百九十一億円、負債総額二千七十三億円、資本総額千七百十八億円となっております。当年度中の損益の状況は、事業収入三千九百三十億円に対し、事業支出は四千六十七億円で、当期事業収支差金は百三十七億円の欠損となっております。

なお、この欠損金は長期借入金により補てんされております。

次に、平成二年度決算の概要を申し上げます。一般勘定につきましては、平成二年度末における財務状況は、資産総額四千六百十七億円、負債総額二千五百三十三億円、資本総額二千八十四億円となっております。当年度中の損益の状況は、事業収入四千八百三十八億円に対し、事業支出は四千四百七十二億円で、当期事業収支差金は三百六十六億円となっております。

なお、この当期事業収支差金は、百五十一億円を資本支出に充

当し、二百十五億円は平成三年度以降の財政安定のための財源として繰り越しております。

また、両件には、会計検査院の「記述すべき意見はない。」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、両件を一括して審査し、収支予算が適正かつ効率的に執行されたかを始め、NHKの経営計画、都市受信障害対策、障害者雇用状況、受信料免除措置等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉岡委員より両件に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、いずれも多数をもって是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本放送協会平成二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

前ページ参照